

写

所監第21号  
平成30年7月30日

所沢市長 藤本正人様

所沢市監査委員 竹山登

同 能登則之

同 杉田忠彦

同 松本明信

### 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成29年度健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成29年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成30年7月11日から平成30年7月30日まで

## 第3 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率名	平成29年度の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— %	11.25%
連結実質赤字比率	— %	16.25%
実質公債費比率	2.1%	25.0%
将来負担比率	2.6%	350.0%

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため、「—%」と表示した。

# 平成29年度資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成29年度所沢市水道事業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成30年6月4日から平成30年7月30日まで

## 第3 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

会計の名称	平成29年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— %	20%

(注) 資金不足額を生じていないため、資金不足比率を「—%」と表示した。

# 平成29年度資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成29年度所沢市病院事業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成30年6月4日から平成30年7月30日まで

## 第3 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

会計の名称	平成29年度資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	— %	20%

(注) 資金不足額を生じていないため、資金不足比率を「—%」と表示した。

# 平成29年度資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成29年度所沢市下水道事業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成30年6月4日から平成30年7月30日まで

## 第3 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

会計の名称	平成29年度資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— %	20%

(注) 資金不足額を生じていないため、資金不足比率を「—%」と表示した。